

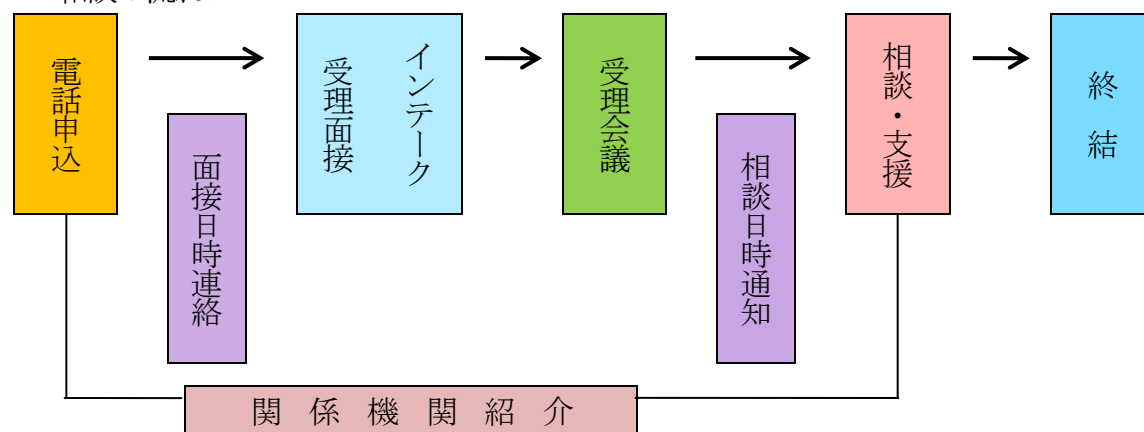
3 教育相談部

1) 教育相談室

① 来所相談（面接）

狛江市内在住小・中学生の悩みや心配ごとについて、本人・その保護者・関係者の相談を心理の相談員や発達・ことばの相談員がお受けします。

<相談の流れ>



- ・ 相談は原則として保護者からの申し込みで始まります。
- ・ 受理面接時に「相談申込書」を提出していただきます。
- ・ 受理会議で相談担当者を決定します。
- ・ ご相談の内容によっては、保護者の了解を得た上で、学校・医療機関・児童相談所などの他機関と連携を行うこともあります。
- ・ 終結は、①相談者の主訴が解消された時 ②保護者の申し出があった時 ③相互の合意が

② 小学校訪問教育相談

各小学校に週2回、臨床心理士が出向き、児童・保護者・学校関係者を対象にして児童に関わる課題について、現場対応型・予防型の相談を行います。

③ 発達・ことばの訪問相談

各小学校を月2回、言語聴覚士が訪問し、ことばや聞こえを中心に相談に応じ、助言と支援を行います。

④ 電話相談



電話番号 03-3430-1411
相談時間 午前 9:15 ~ 午後 5:15
(月曜日から金曜日 祝日を除く)

⑤ スクールソーシャルワーカー

学校の要請により、児童・生徒が日々の生活の中で出会ういろいろな困難を子どもの側に立って解決するために、学校・家庭・関係機関の連携と調整を行い、有効な支援策を見立て、支援ネットワークを築くコーディネーターです。

あった時となります。なお、年度末には相談を継続するかについて改めて確認いたします。